

ID: 1730

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第11項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【根拠条文】 第56条の8 10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。 11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日